○国土交通省告示第千九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月六日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大田迫谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷

島根県邑智郡川本町川本

四〇九番

四〇九番二

四〇九番四

四〇九番六

四〇九番一〇

四一一番一

四一四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県邑智郡川本町川本

四〇九番五　一号及び六号

四〇九番二　二号

四〇九番六　三号

四一一番一　四号

四一四番　五号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県邑智郡川本町川本

四一一番一　一号及び三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カラノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間のカラノ谷川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

島根県邑智郡美郷町滝原

二〇九番一　一号

二一一番一　二号

二三〇番　三号

二三二番三　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石ヶ迫谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

島根県邑智郡美郷町簗瀬

五〇九番一

五一〇番

五一〇番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県邑智郡美郷町簗瀬

五一一番　一号から四号まで

五一〇番　五号

五〇九番一　六号及び七号

五〇六番一　八号及び九号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松ノ奥川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間の松ノ奥川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

島根県邑智郡美郷町都賀本郷

六五一番一　一号

二一一番四　八号及び十号

二〇五番　九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県邑智郡美郷町都賀本郷

六五一番一　一号及び二号

六五四番　三号及び四号

六七〇番二　五号

二一一番四　六号及び七号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

才の元川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区間の才の元川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

島根県邑智郡美郷町都賀本郷

三二一番三　一号

六八〇番　八号

三一四番　九号

六九一番四　十号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県邑智郡美郷町都賀本郷

三二一番三　一号

二一一番四　二号

六七〇番二　三号

三二一番四　四号

六七四番一　五号

三二三番一　六号

六七九番　七号

六八〇番　八号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉堂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県邑智郡美郷町都賀本郷

七八番二　一号及び九号

五九五番　二号から五号まで及び八号

六〇〇番　六号

五九八番一　七号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

峠迫谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から戸河内川合流点までの区間の峠迫谷川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

島根県邑智郡邑南町戸河内

八二八番四　一号

八二八番三　二号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

立河内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県鹿足郡吉賀町立河内

一四三〇番地先河川敷　一号

一四二八番　二号

一三七六番　三号

一三一三番　四号

一二四五番　五号

一二三〇番　六号

一二二九番地先河川敷　七号

九　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

船越谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡西ノ島町美田

奥ノ谷　三三八五番一地先河川敷　一号及び二号

三三八四番一　三号

三三六五番　四号

三三七一番　五号

三三五一番二　六号及び七号

三三四七番三　八号

○国土交通省告示第千十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月六日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北上大輪沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

栃木県大田原市大輪

字佐久山館　一四五一番から一四五三番まで

一四五六番

一四八一番から一四八四番まで

一四九一番及び一四九二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

栃木県大田原市大輪

字寺脇　七一六番二　一号

七一八番二　七号

字佐久山館　一四八四番　二号及び三号

一四九一番　四号及び五号

一四八九番　六号